

行政文書・保有個人情報の開示請求、 公証人・登記官印の押印証明の申請等で来庁される方へ

東京法務局本局6階では、令和3年12月20日（月）から、新型コロナウイルス感染症対策としての窓口業務の非接触化、セキュリティ強化等のため、**セキュリティゲート**を設置しています。

直接来庁し、行政文書・保有個人情報の開示請求、公証人・登記官印の押印証明申請手続をされる際は、ゲート前に設置した手続案内をご確認ください。

また、各種手続の概要は、以下のとおりですが、新型コロナウイルス感染症対応の観点から、可能な限り、**郵送による申請**をご利用ください。

なお、開示請求書及び申請書には、**必ず、連絡先（住所又は居所及び電話番号）を明記**してください。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

■ 行政文書の開示請求

開示請求書を記載されましたら、ゲート前に設置している

「情報公開受付BOX」へ投函 をお願いします。

- ・「不動産登記の受付帳」 は、[記載例①](#)（書式は[こちら](#)）
- ・「商業法人登記の受付帳」は、[記載例②](#)（書式は[こちら](#)）
- ・「改印届」 は、[記載例③](#)（書式は[こちら](#)）
- ・「印影情報出力票」 は、[記載例④](#)（書式は[こちら](#)）

★その他の文書を開示請求される場合には、ゲート前の電話機から内線をお願いします。

■ 保有個人情報の開示請求

開示請求書を記載されましたら、ご本人確認を行いますので、

ゲート前の電話機から内線電話 をお願いします。

- ・「帰化申請書類」 は、[記載例⑤](#)（書式は[こちら](#)）
- ・「人権相談票」 は、[記載例⑥](#)（書式は[こちら](#)）

★その他の文書を開示請求される場合も、ゲート前の電話機から内線をお願いします。

■ 公証人・登記官押印証明申請

申請書を記載されましたら、

ゲート前の電話機から内線電話 をお願いします。

- ・「公証人押印証明申請書」の [書式はこちら](#)
- ・「登記官印押印申請書」の [書式はこちら](#)

※ その他の用務は、ゲート前の電話機から用務先に内線をお願いします。